十四　入管特例法第十四条第一項若しくは第三項の規定による申請の受付、その申請の形式の確認若しくはその申請書類の法務大臣への送付、同条第四項において準用する入管特例法第十一条第二項の規定による特別永住者証明書の受領若しくは引渡し、入管特例法第十四条第四項において準用する入管特例法第十一条第三項の規定による交付年月日の記載、入管特例法第十四条第五項の規定による手数料の経由又は入管特例法施行令第六条の規定による通知若しくは資料の法務大臣への送付

十五　入管特例法施行令第五条の規定による資料の作成又は法務大臣への送付

十六　入管特例法第十六条第三項の規定により返納される特別永住者証明書の受領又は当該特別永住者証明書の法務大臣への送付

十七　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則（平成二十三年法務省令第四十四号。以下この条において「入管特例法施行規則」という。）第五条第一項の規定による申出の受付、その申出の形式の確認又はその申出書類の法務大臣への送付

十八　入管特例法施行規則附則第七条の規定による申出の受付、その申出の形式の確認又はその申出書類の法務大臣への送付

十九　入管特例法施行規則第十六条第一項若しくは第二項の規定により提示される資料の確認又はこれらの項の規定による説明の聴取

二十　入管特例法施行規則第十七条第三項若しくは第四項の規定により提示される資料の確認又はこれらの項の規定による説明の聴取

二十一　整備・経過措置省令第二十四条第四項若しくは第五項の規定により提示される資料の確認又はこれらの項の規定による説明の聴取

（法別表第十六号の総務省令で定める事務）

第十六条　法別表第十六号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十三条の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

二　介護保険法施行規則第二十四条第二項若しくは第三項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十二条第三項の規定による交付の求めの受理、その求めに係る事実についての審査又は被保険者証の交付

四　介護保険法施行規則第二十七条第一項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同条第二項の規定による被保険者証の受領又は同条第三項の規定により返還される被保険者証の受領

五　介護保険法施行規則第二十八条第二項の規定による被保険者証の提出の求め及び受領又は同条第三項の規定による被保険者証の検認若しくは更新若しくは交付

六　介護保険法施行規則第二十八条の二第一項の規定による負担割合証の交付、同条第二項の規定により返還される負担割合証の受領、同条第三項において準用する同令第二十八条の二第三項において準用する同令第二十八条の二第十八条第三項の規定による負担割合証の検認若しくは更新若しくは交付、同令第二十八条の二第四項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同条第五項の規定による負担割合証の受領又は同条第六項の規定により返還される負担割合証の受領

七　介護保険法施行規則第二十九条の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

八　介護保険法施行規則第三十条の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

九　介護保険法施行規則第三十一条の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

十　介護保険法施行規則第三十二条の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

十一　介護保険法第十二条第四項の規定により返還される被保険者証の受領

十二　介護保険法施行規則第二十五条第一項若しくは第二項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

十三　介護保険法施行規則第三十三条第二項の規定による被保険者証又は負担割合証の受領

十四　介護保険法施行規則第三十五条第一項の規定による申請の受付若しくはその申請の形式の確認、同条第二項の規定による確認、介護保険法第二十七条第七項の規定による記載又は同項若しくは同条第九項の規定による通知若しくは被保険者証の返付

十五　介護保険法施行規則第四十条第一項の規定による申請の受付若しくはその申請の形式の確認、同条第二項の規定による確認、介護保険法第二十八条第四項において準用する同法第二十七条第七項の規定による記載又は同項若しくは同法第二十八条第四項において準用する同法第二十七条第九項の規定による通知若しくは被保険者証の返付

十六　介護保険法施行規則第四十二条第一項の規定による申請の受付若しくはその申請の形式の確認、同条第二項の規定による確認、介護保険法第二十九条第二項において準用する同法第二十七条第七項の規定による記載又は同項若しくは同法第二十九条第二項において準用する同法第二十七条第九項の規定による通知若しくは被保険者証の返付

十七　介護保険法施行規則第四十四条第一項の規定による通知若しくは被保険者証の提出の求め及び受領又は介護保険法第三十条第一項の規定による被保険者証の記載若しくは返付

十八　介護保険法施行規則第四十七条第一項の規定による通知若しくは被保険者証の提出の求め及び受領又は介護保険法第三十一条第一項の規定による被保険者証の記載の消除若しくは返付

十九　介護保険法施行規則第四十九条第一項の規定による申請の受付若しくはその申請の形式の確認、同条第二項の規定による確認、介護保険法第三十二条第六項の規定による記載又は同項若しくは同条第八項の規定による通知若しくは被保険者証の返付

二十　介護保険法施行規則第五十四条第一項の規定による申請の受付若しくはその申請の形式の確認、同条第二項の規定による確認、介護保険法第三十三条第四項において準用する同法第三十二条第六項の規定による記載又は同項若しくは同法第三十三条第四項において準用する同法第三十二条第八項の規定による通知若しくは被保険者証の返付

二十一　介護保険法施行規則第五十五条の二第一項の規定による申請の受付若しくはその申請の形式の確認、同条第二項の規定による確認、介護保険法第三十三条の二第二項において準用する同法第三十二条第六項の規定による記載又は同項若しくは同法第三十三条の二第二項において準用する同法第三十二条第八項の規定による通知若しくは被保険者証の返付

二十二　介護保険法施行規則第五十五条の四第一項の規定による通知若しくは被保険者証の提出の求め及び受領又は介護保険法第三十三条の三第一項の規定による被保険者証の記載若しくは返付

二十三　介護保険法施行規則第五十六条第一項の規定による通知若しくは被保険者証の提出の求め及び受領又は介護保険法第三十四条第一項の規定による被保険者証の記載の消除若しくは返付

二十四　介護保険法第三十五条第二項若しくは第四項の規定による通知又は被保険者証の記載若しくは返付

二十五　介護保険法施行規則第五十八条第一項の規定による通知若しくは被保険者証の提出の求め及び受領又は介護保険法第三十五条第六項の規定による被保険者証の記載若しくは返付

二十六　介護保険法第三十六条の規定による申請の受理又はその申請に係る事実についての審査若しくは認定

二十七　介護保険法第三十七条第一項後段の規定による被保険者証の記載

二十八　介護保険法施行規則第五十九条第一項の規定による申請の受付若しくはその申請の形式の確認又は同条第二項の規定による確認

二十九　介護保険法第三十七条第五項の規定による通知又は被保険者証の記載若しくは返付

三十　介護保険法施行規則第六十四条第一号の規定による届出の受理又はその申請に係る事実についての審査